

# 第6章 台湾

## 関税

### 高関税品目

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

台湾は加盟時に100%譲許しており、現行の、全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は6.3%である。非農産品については4.7%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大25%）、普通・小型乗用車（最大17.5%）、特殊用途自動車（最大30%）等の高関税品目が存在する。

なお、台湾は2002年11月のWTO加盟時、自動車については関税割当制度（第II部第4章関税1.(1)②参照）によることとなっていたが、2011年に当該制度が撤廃された。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む

市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から開始される予定（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

## サービス貿易

### 電気通信分野の規制

#### <措置の概要>

台湾のプロードバンド市場では、2007年頃から急速にFTTB（Fiber To The Building：光ファイバー）が浸透しており（ADSLは減少傾向）、その市場シェアは50%を超えている。日系ISP（Internet Service Provider）を含め多くのISPが成長著しいFTTB市場に事業展開しているが、旧国営の電気通信事業者の中華電信がHiNetのブランド名でFTTB市場シェアの90%超を占めるISP事業者としてほとんど独占的にサービスを提供している。HiNetのネットワークと直接接続するために他のISPが支払う接続料金（プライベートピアリング料金）が高額であること、サービス提供に不可欠なインフラを所有している中華電信が、自社ブランドであるHiNetと比較しその他のISPに対して差別的な取扱いを行っている疑義があること等、インターネット接続に関する不公正な競争が生じている。またラストワンマイルの提供を中華電信が

独占的に行っており、ラストワンマイルとの接続には中華電信の有する中継伝送路部分を発注せざるをえないため、構造的に利用者へのサービス提供価格が下がりにくい状況が存在している。

これに対し、日本側より第 28 回日台貿易経済会議（2003 年）以降、電気通信分野における台湾側の適正な競争環境確保について要望を継続しており、その結果、台湾側はピアリング料金や中継伝送路部分の ISP 向け価格等について段階的に引き下げをしているものの、業界全体の公平競争の確保のためには更なる適正化及び自由化が望ましい。

#### <国際ルール上の問題点>

インターネット接続市場において中華電信（HiNet）はその圧倒的シェア等により、電気通信分野における公正競争を規定した GATS 参照文書の「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、同社が行う自社ブランドである HiNet 以外の ISP に対する差別的なピアリング料金設定等の反競争的行為を台湾当局が是正しない場合は、当局は主要なサービス提供者との接続に関する条件、基準、料金について無差別とし、自己の同種のサービス又は子会社若しくは提携するサービス提供者に比べて不利でない品質を規定した参照文書 2.2 (a) 等に違反している可能性がある。また同様に中華電信は専用線市場においても「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、接続専用線の不合理な料金設定も同じく参照文書違反となる可能性がある。

#### <最近の動き>

2015 年 11 月に開催された第 40 回日台貿易経済会議において、日本側から「台湾のブロードバンド化発展のための競争促進政策に関する提言について」として、主に ISP 競争環境の適正化、プライベートピアリング価格の更なる適正化及び台湾 IX の接続品質改善、中継伝送路価格の更なる適正化及び自由化を要望した。

## 知的財産

台湾においては、累次の法改正により、知財保護に係る制度を改善している。直近では、2008 年 7 月に、適切な権利保護のための円滑な紛争解決のため、知財案件一般を管轄する知財法院が設立され、2009 年 5 月の著作権法改正では、著作権保護促進のため、インターネットサービスプロバイダの責任が明確化された。また、我が国からの要望事項が数多く盛り込まれた改正商標法（2012 年 7 月）及び改正専利法（2013 年 6 月）が施行されている。

これらの改正の結果、WTO 整合性の観点からは明確に問題があるとは言えない状態となったが、知財分野における通商の自由化促進の観点からは、依然として改善を必要とする事項が存在するため、今後の制度・運用上の一層の改善が期待される。

### 権利侵害の罰則緩和及び非刑事罰化

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

台湾専利法は、TRIPS 協定への対応等を目的として、1994 年、1997 年及び 2001 年に改正されたが、同時に権利侵害に対する刑事処罰が順次軽減され、2001 年 10 月の改正で特許権侵害が、2003 年 1 月の改正で実用新案権及び意匠権侵害が、それぞれ刑事罰の対象から除外されるに至った。この状態については、2013 年 6 月に施行された改正専利法でも改善されていない（但し、2013 年 6 月に施行された改正専利法では、2013 年 1 月施行以前の専利法で導入されていた懲罰的賠償制度が再導入されている）。

**<懸念点>**

刑事罰による侵害行為の抑制は、我が国をはじめ国際的に広く受け入れられた制度であるところ、その廃止によって、侵害行為の抑制効果が著しく減じられてしまうおそれがある。刑事罰に代替する制度として、侵害行為の抑止につながる懲罰的賠償制度を再導入したことについては評価できるものの、刑事罰の廃止に伴い、警察による強制捜査等の解決手段がなくなり、権利者は専ら民事上の救済措置に頼らざるを得ないため、救済措置の効果が減じられるという問題も生じる。かかる措置は、知的財産権の有効かつ十分な保護の促進を目指す TRIPS 協定の趣旨に鑑みても適切ではないと考えられ、特許権・実用新案権・意匠権の権利侵害について、再度刑事罰の対象とすることが求められる。

